た。 しかし、 発作を起こせば溺れてしま 性のある児童生徒は、かつ ことになっている。 発作症状に応じた対応をす 発作を起こし死亡すること れば、水泳を行っても良い のため現在は、それぞれの かねないとの心配からだ。 て水泳を許可されなかっ 日中に発作を起こす可能 もし泳いでいる最中に 命に関わる状況になり 極めてまれである。そ 実際には水泳中に

浮具を使用すればより安全 も構わない。必要に応じて、 できれば、プールに入って う児童生徒であっても、 支援クラスや支援学校に通 付き添って対応することが **菓生徒1人に監視員1人が** 日常的に発作があって、 児

発作時は暴れることなく、 る姿勢を保つようにする。 かしいと気付いたらすぐに なすがままなので、 駆け寄り、口が水面から出 いる程度で良い。様子がお 員が遠くから注意して見て の児童生徒であれば、監視 発作が数カ月に1回程度

てんかん6



由記夫

対応が容易なはずである。 ている児童生徒よりも

ら上がって、休憩している ボーッとしている時の方が 制する効果がある。 学校での活動は、発作を抑 るいは適度な緊張感を伴う でなく、喜びや楽しみ、あ 起きにくくする。運動だけ 度な運動は発作そのものを いので注意が必要だ。 時の方が発作を起こしやす いでいる時より、プールか に関しても、実は楽しく泳 発作を起こしやすい。 緊張感が薄れて一息つき、 般に、水泳を含めた適 逆に、 水泳

適度な運動楽しんで

といって、 外活動で運動を禁止する必 かんを持つ児童生徒だから 水泳と同じように、 体育の授業や課 柔道やラグビー てん

> ない。 疲労、 き過ぎたトレーニングや精 起こしやすくするので、 間を取るように心掛けてほ はもちろん、 治療薬を飲み忘れないこと けの合宿や遠征の時には、 けるべきである。泊まりが 運動であっても行って構わ 神的負担を強いる対応は避 激しくぶつかり合う 寝不足などは発作を しかし、ストレス、 十分な睡眠時

澤石

正しい理解に基づいた適切 を送れるようにすることが 童生徒には、 配慮は不要だが、 ルされていれば、 を過剰に恐れることなく、 児童生徒と同様の学校生活 てんかんという疾患を持っ 作の起こる可能性のある児 な対応を学校現場にお願い 基本的考え方なので、発作 ていても、できるだけ他の 心じた配慮が必要である。 個々の状況に 学校で発 学校での

立医療療育センター副セン ※⑦は11月1日掲載予定 秋田市)

しい。 発作が完全にコントロ (さわいし・ゆきお

1994年に予防接種法が改正されるまで、「1年が改正されるまで、「1年が改正されるまで、「1年りたことがある者」には、りたことがある者」には、りたことがある者」には、予防接種を行ってはならないとされてきた。この禁忌りとされてきた。この禁忌は、乳幼児期に予防接種をけいれんを起こす子どもは、乳幼児期に予防接種をな、乳幼児期に予防接種をな、乳幼児期に予防接種をな、乳幼児期に予防接種をないた。

澤石

できる科学的根拠を見つけいまることはできなかった。 できる科学的根拠を見つけいまる科学的根拠を見つけいまる できる科学的根拠を見つけいまる できる科学的根拠を見つけいまる できる科学的根拠を見つけいまる できる科学的根拠を見つけいまる できる科学的根拠を見つけいまる できる科学的根拠を見つけいまる できる科学的根拠を見つけいまる できる科学的根拠を見つけいまる。

を 一般にけいれんは、熱が 一般にけいれんは、熱が とは予防接種を積極的に受 をは予防接種を積極的に受 が、感染症を予防する方が は、感染症を予防する方が で、けいれんを起こす子ど で、けいれんを起こす子ど で、けいれんを起こす子ど が、感染症を予防する方が で、けいれんを起こす子ど が、感染症を予防する方が

予防接種は積極的に

染の発熱より軽く、その頻副反応での発熱は自然感

てんかん⑦

度もはるかに少ない。副反応があるからといって予防応があるからといって予防経種を禁止にしていたのは 科学的とはいえず、責任回 があるからといって予防 があるからといって予防 はないかと思いたでいたのは はないかと思いたくなる。 てもけいれんを起こさない てもけいれんを起こさない ことを確認するのに、十分 な期間との考えがあったか らではないか。

予防接種法の改正では、 けいれんを起こす子どもへ の予防接種は「積極的に行 っことが望ましい」と変更 された。予防接種ガイドラ された。予防接種ガイドラ 分な説明を行う▽同意を得 分な説明を行う▽同意を得 る▽発熱時やけいれん時の る▽発熱時やけいれん時の る▽発熱時やけいれん時の る▽発熱時やけいれん時の

種医が適切と判断した時期種医が適切と判断した時期種をおめらう小児科医が少なからずいる。

由記夫

いる。 は結論付けている。 前の非科学的な考え方が、 対しては、予防接種法改正 や、脳波検査を行っていな 半年以上たっていないこと 理由として、 ると答えている。拒否した 起こす子どもに対して、予 発表された。実に半数以上 たアンケート結果が、最近 と、大阪小児科医会の論文 医に広げていく必要がある て正しい理解を一般小児科 いまだに臨床現場に残って いことなどを挙げている。 防接種を拒否したことがあ の小児科医が、けいれんを 般小児科医に対して行っ てんかんを持つ子どもに 大阪小児科医会が会員 専門医が責任を持っ 最終発作から

※®は12月13日掲載予定ター長、秋田市) 立医療療育センター副セン

ぎない。 ば、多くの人が全身けいれ 身けいれんは、てんかんを 原因とする発作の一部にす んを想像する。 てんかんの発作といえ しかし、全

に1~2分間の全身けいれ だ。熱性けいれんは1~5 んの約10倍といわれる。 てんかんによる全身けいれ の頻度は、幼児期に限ると、 んを起こす。熱性けいれん 常は熱の上がり始めたころ 歳の幼児に起きやすく、通 熱性けいれんの子どもたち 圧倒的に多く起こすのは、 実際に、 全身けいれんを

ことは極めてまれである。 はやむを得ないが、けいれ する前に発作は止まってし 駆られ、慌てて救急車を呼 ないかと強い不安と恐怖に れんを起こしたのを見た のまま死んでしまうのでは んの発作自体が命に関わる 初めてわが子が熱性けい 全身けいれんを起こした 多くの親は子どもがこ しかし、救急車が到着 初めて全身けいれん 呼吸しやすいように 驚いて慌てるの

てんかん8



や吐いた物が口から流れ出 あごを前に押し出し、 由記夫 澤石

る。 らない。口をふさぐことに る。あとは発作が止まるの るように頭を横向きにす ても特別恐れることはな せてしまう危険が高くな より呼吸しにくくなり、唾 ことはまれであり、仮にか のは危険な行為であり、 を待てばよい。 液や吐いた物を喉に詰まら んだとしても、大事には至 ってはいけない。舌をかむ 口にハンカチなどを入れる 舌をかまないようにと、 適切な対応を知ってい 全身けいれんであっ

発作、正しく理解を

全身けいれんを起こす発作 てんかん患者に限れば、 ーッとしたまま

> 数秒間動作が止まる欠神発動作をする複雑部分発作、 り対応していけばよい。 脳波検査などを行いじっく するものではなく、 このような発作は救急を要 作など多様な発作がある。 に異常を感じる単純部分発 視覚や聴覚、触覚など 外来で

さえ注意すれば、てんかん 報告されている。この点に する例が全国的にしばしば はなくとも、一人で入浴し そのもので命を落とすこと も注意しなければいけない る必要はない。 患者の発作を特別危険視す ていて発作を起こし、溺死 のは、入浴時である。発作 てんかん患者が発作を最

うに感じる。発作の特徴や 発作時の対応について正し 作への不安や恐れがあるよ スイメージの中心には、 い理解が進めば、この疾患 かと思う。 の誤解も和らぐのではな てんかん患者へのマイナ

ター長、 医療療育センター副セン ※⑨は2月7日掲載予定 (さわいし・ゆきお 秋田市) 県

呼ばれる。 いる。 ページでは「ひとりで悩ん 国へ広がることを願って名 仲間と共に」と呼び掛けて でいませんか? 付けられた。協会のホーム 正しい理解が波のように全 者で組織する日本てんかん 協会は、通称「波の会」と てんかん患者とその支援 てんかんに対する 脳波検査の「波」 百万人の

会った。 あり、 を開催した。そこで私は隣 は秋田県支部が担当し会議 県から参加したSさんと出 会議も毎年あり、2年前に いる。東北地域のブロック 会や講演会を県内各地で開 各都道府県に協会支部が 秋田県支部は、相談 毎月会報を発行して

職した。 た。 起こすことはなく3年近く 作が起きて内服を再開し まま病気のことは告げず就 止し経過を観察した。その 初は症状が軽く、 らてんかんを発症した。当 Sさんは成人になってか しかし、職場で発作を 就職後、自宅で発 真面目な勤務態 内服を中

てんかん⑨



澤石

由記夫

た。 度は上司から評価されてい

気だ。 すと、 呼び出された。10人ほどの れた。3日後に診断書を出 急に診断書の提出を求めら んの薬のことを話した。 司に理由を問われ、てんか 辞めてもらいたい」と迫っ われの責任になる。早急に つ何があるか分からない病 腺を書かされた。常務は「い 幹部の前で、 出勤を忘れてしまった。 ある日、体調が悪く休日 すぐに会社の本部に 何かあったら、 翌日付の退職 われ 早

めた。 の取り消しと職場復帰を求 かんによる不当解雇から30 その後、Sさんは組合に 「福島市職員のてん 強要された退職願

> 数年間、 した。 変わらない」。 い。ここで私が泣き寝入り い決意を持って会社と交渉 したら、また数十年間何も 何も変わってい Sさんは強

かし、さらなる苦難が待っ らせを受けた。一日中、 たくなり、上司からは嫌が れ渡った。 であることが全従業員に知 ていた。 Sさんがてんかん か月後に職場復帰した。 続けている。 請をしたが、 い荷物を運ばされ、椎間板 ヘルニアになった。労災申 支援者の協力を得て、 周囲の対応は冷 会社は拒否し 重

した。 状を変えていくことを約束 名を連ね、共に協力して現 見過ごすことはできない。 だ日本にある。医師として 「Sさんを支援する会」に 八を差別する現状がまだま てんかんという病名で、

差別との闘いへ

ター長、秋田市) 立医療療育センター副セン ※⑩は3月27日掲載予定 (さわいし・ゆきお 県

をいのですか」 名だけがいつまでも変わられのに、なぜてんかんの病 のに、なぜてんかんの病 のですか」

長年外来で診察してきたと受けた。てんかんに対すを受けた。てんかんに対する偏見は、病名そのものが一因になっていると私自身一因になっていると私自身があるので、そこで病名変があるので、そこで病名変更について聞いてきます」と答えた。

約束の質問をした。 おる評議委員会に出席し、 ある評議委員会に出席し、 た。私は学会の議決機関で た。私は学会の議決機関で

「患者の会である日本でがある強く出ています。 と でほしいと思います。 と 変えてほしいとの声が思 を変えてほしいとの声が患 を変えてほしいとの声が患 を変えてほしいとの声が患 を変えてほしいとの声が 息を変えてほしいと思います。 と でほしいと思います。 と でほしいと思います。 と で は しいと思います。 と で は しいと思います。

てんかん⑩



由記夫

平義委員会を了後、可く事を聞くことができた。あれば検討していくとの返あれば検討していくとの返あれば検討していくとの返あれば検討しているとの返りにないが、そういう要望が

評議委員会終了後、何人 かの医師が私に歩み寄り声 を掛けてくれた。福岡大小 を掛けてくれた。福岡大小 で今年からてんかんに相当 で今年からてんかんに相当 する韓国語の病名が変更さ れ、学会の名称も一緒に変 わったそうです」と教えて くれた。

高まる病名変更の声

は、てんかん協会山口県支 は、てんかん協会山口県支 は、てんかん協会山口県支 を員からは病名を変えてほ 会員からは病名を変えてほ かし、協会の中央には届い かし、協会の中央には届い かし、協会の中央には届い なしません。病名変更の要

同してくれた。

さらに、静岡てんかんセンターの医師からは「外来をえてほしいと言われるこ変えてほしいと言われることがあります」と聞かされた。

澤石

後日、外来で、病名変更さつを話した。

まだ、具体的な動きがあったわけではないが、少なったわけではないが、少なからずの専門医が病名変更に賛同してくれたことは大に賛同してくれたことは大きな収穫だった。その波紋は2カ月後に開催された日は2カ月後に開催されたしないの協会全国大会にもおよび、初めて病名変更もおよび、初めて病名変更もおよび、初めて病名変更もおよび、初めて病名変更もおよび、初めて病名変更